

別表 指定申請等(排水)に係る提出書類早見表(下水道法に基づく届出の区分)

提出書類 届出内容	指定申請書	異動・廃止届	責任技術者登録(更新)申請書	責任技術者内容変更届	責任技術者登録事項変更届 (日本下水道協会北海道地方支部)	住民票・在留カードまたは特別永住者証明書の写し(注4)	商業登記簿(全部事項証明書)(注4)	定款の写し(注2)	責任技術者名簿	北海道排水設備工事責任技術者資格認定書の写し	設備機材調書	市(町)道民税納税証明書 (市役所または町役場)(注3)	法人市(町)民税納税証明書 (市役所または町役場)(注3)	法人道民税納税証明書 (北海道渡島総合振興局)(注3)	法人事業税納税証明書 (北海道渡島総合振興局)(注3)	指定書の返納	責任技術者証(返納または確認)	写真(縦4.0cm・横3.0cm)	責任技術者証紛失届
	指定申請(法人・新規)	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
指定申請(個人・新規)	○				○	○		○	○	○	○								
指定申請(法人・更新)	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
指定申請(個人・更新)	○					○			○	○	○	○				○			
責任技術者(変更)		○		△(注1)	○				○	○									
責任技術者(追加)		○		△(注1)	○				○	○									
責任技術者の内容変更 (住所・氏名・勤務先)				○	○					○							○		
責任技術者(新規登録)			○							○								○	
責任技術者(更新・再登録)			○							○							○	○	
変更等	個人から法人化		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	名称(法人)		○		○	○	○	○								○			
	名称(個人)		○		○	○	○									○			
	法人の代表者		○				○	○								○			
	個人の代表者		○			○										○			
	住所(法人)		○		○	○	○	○								○			
	住所(個人)		○		○	○	○									○			
	事業所の名称・所在地		○		○	○	○	○								○			
	廃止		○		○	○										○			
	責任技術者証の紛失																	○	○

(注1) △については、責任技術者が新たに選任される場合は必要。

(注2) 定款には、原本証明の記載と押印をお願いします。(法人のみ)

(注3) 本社が北海道内にある場合は不要。

本社が北海道外にあり、北海道内に支店(営業所)がある場合は、支店(営業所)の所在地の納税証明書が必要です。

(注4) 住民票等、商業登記簿(全部事項証明書)は、3ヶ月以内に窓口で発行されたものを提出してください。